茨木市の給与・定員管理等について

人事行政運営の公正性・透明性を確保するために、「茨木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の給与・定員管理の状況など人事行政の運営状況について、令和４年度決算の内容等をもとにお知らせします。

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（令和5年1月1日）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率 B／A	（参考）３年度の人件費率
令和４年度	284,921人	112,668,857千円	983,760千円	17,535,511千円	15.6%	15.9%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

（ア）正規職員

区分	職員数（A）	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給料	職員手当	期末･勤勉手当	計（B）	
令和４年度	1,645人	6,100,660千円	1,995,177千円	2,511,999千円	10,607,836千円	6,449千円

（注）１　職員手当には退職手当を含みません。

２　職員数は、令和４年４月１日現在の人数です。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

（イ）フルタイム会計年度任用職員

区分	職員数（A）	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給料	職員手当	期末手当	計（B）	
令和４年度	92人	219,679千円	29,806千円	47,304千円	296,789千円	3,226千円

（注）１　職員手当には退職手当を含みません。

２　職員数は、令和４年４月１日現在の人数です。

（参考）その他、パートタイム会計年度任用職員　　職員数：2,063人　給与費：2,693,210千円

(3) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

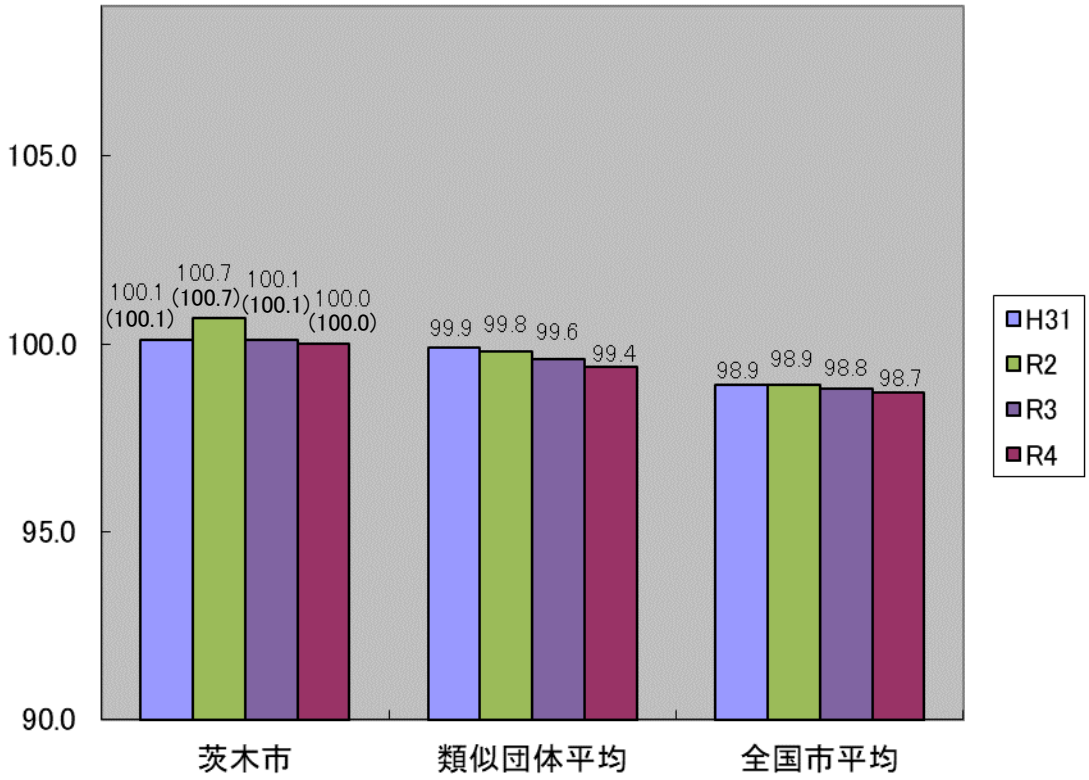

（注） 1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

3　類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している団体のことで、それらのラスパイレス指数を単純平均したものです。（茨木市は特例市型）

市職員の給与制度は、「一般職の職員の給与に関する条例」をはじめ、市議会の議決を得て定める条例等で規定されています。職員の給与は、地方公務員法第24条第3項において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されています。国では人事院が生計費及び民間賃金を調査して行う勧告に基づき国家公務員の給与が決定されますが、この趣旨を実現するため、市職員の給与改定にあたっては、この人事院勧告を尊重し、国家公務員の給与に準拠することを基本としております。

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職（令和５年４月１日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
茨木市	40.6歳	311,000円	417,555円	367,595円
国	42.4歳	322,487円	－	404,015円

②技能労務職（令和５年４月１日現在）

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
茨木市	50.6歳	198人	303,700円	359,798円	347,073円	－	－	－	－
うち清掃	50.3歳	63人	308,800円	366,159円	356,873円	廃棄物処理業従業員	47.0歳	306,000円	1.20
うち学校給食	51.1歳	40人	317,700円	363,053円	358,778円	飲食物調理従事者	42.1歳	271,100円	1.34
うち用務員	52.8歳	50人	310,000円	357,764円	348,656円	－	－	－	－
うち運転手	52.1歳	6人	315,400円	407,517円	369,750円	乗用自動車運転者	55.6歳	306,400円	1.28
うちその他	47.8歳	39人	271,100円	332,856円	313,764円	－	－	－	－
国	51.2歳	1,941人	286,942円	－	329,178円	－	－	－	－

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
茨木市	－	－	－
うち清掃	5,952,108円	4,266,500円	1.40
うち学校給食	6,012,636円	3,549,000円	1.69
うち用務員	5,778,968円	－	－
うち運転手	6,479,604円	4,325,700円	1.50

※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成31年～令和３年の３ヶ年平均）

※　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※　年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職（令和５年４月１日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額（国比較ベース）
茨木市	35.8歳	304,336円	346,859円

（注）　１　平均給料月額とは、令和５年４月１日現在における各職種ごとの職員の給料の平均です。

２　平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものです。また、平均給与月額（国比較ベース）は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和５年４月１日現在）

区分		茨木市	大阪府	国	
一般行政職	大学卒	198,500円	190,300円	総合職	198,500円
				一般職	185,200円
	高校卒	167,100円	157,500円	154,600円	
技能労務職	高校卒	151,900円	－	－	
	中学卒	143,800円	－	－	
教育職	大学卒	214,200円	212,500円	－	
	短大卒	197,000円	191,100円	－	

（注）　大阪府の教育職の初任給は、小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員のものを記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和５年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,400円	352,600円	389,200円	415,400円
	高校卒	－	334,700円	－	402,300円
技能労務職	高校卒	－	－	－	－
	中学卒	－	258,300円	298,200円	313,900円
教育職	大学卒	－	－	－	－
	短大卒	268,700円	－	－	－

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（1）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和５年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	15人	1.61%	458,400円	527,500円
7級	次長	32人	3.44%	408,100円	468,600円
6級	課長	69人	7.42%	362,900円	444,900円
5級	課長代理	97人	10.43%	319,200円	410,200円
4級	係長	99人	10.65%	266,000円	381,000円
3級	主査	218人	23.44%	234,400円	350,000円
2級	一般職員	338人	36.34%	198,500円	304,200円
1級		62人	6.67%	150,100円	247,600円

（注）　1　茨木市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

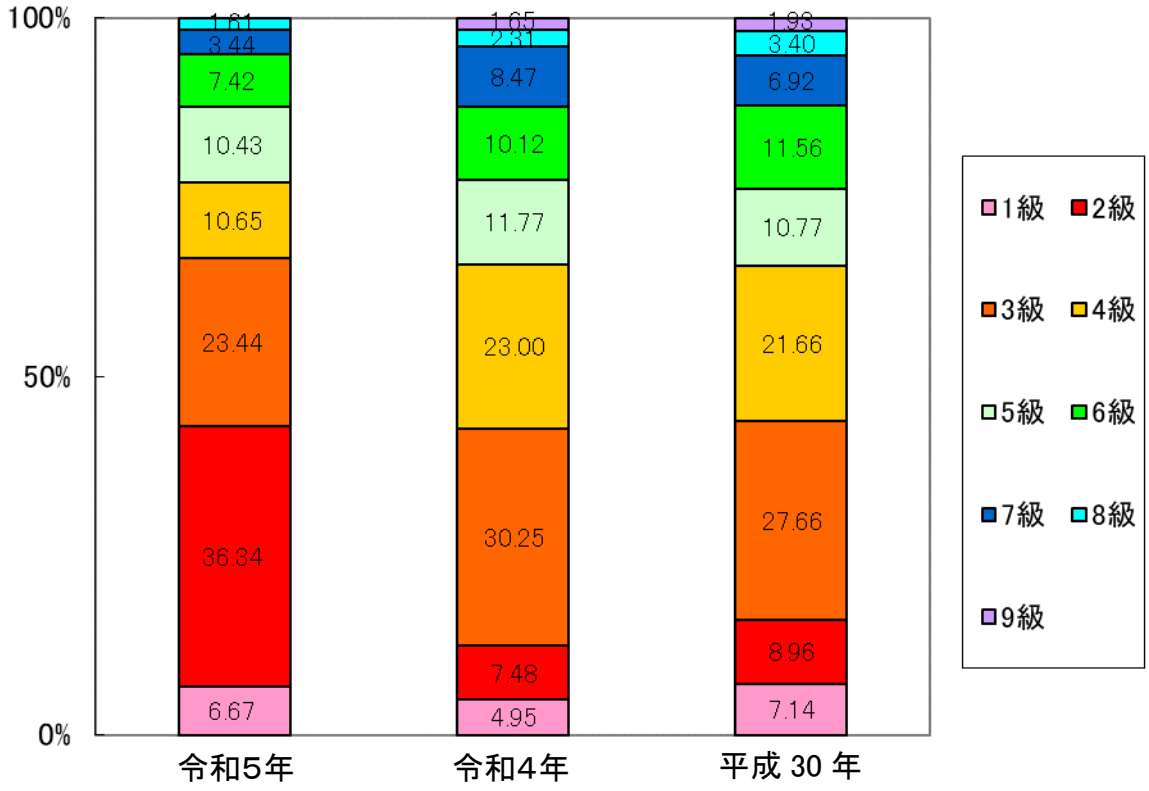

（注）　令和５年度より職務の級の編成を行ない、９級制から８級制に変更しています。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和５年４月１日現在）

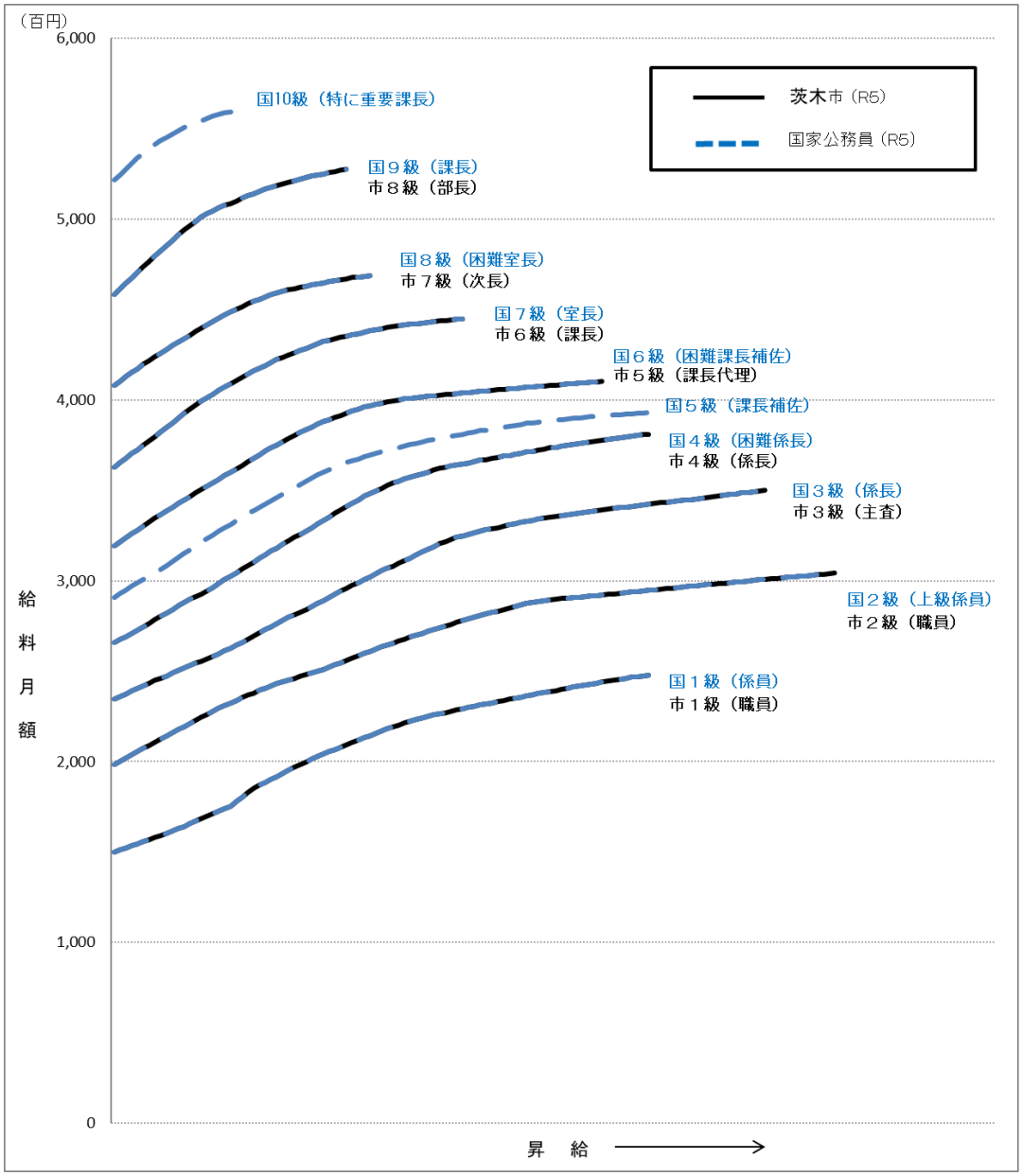

(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和４年４月２日から令和５年４月１日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

茨木市	国
一人当たり平均支給額 （令和４年度）1,402千円	－
（令和４年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.4月分　　2月分 （1.35月分）（0.95月分）	（令和４年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.4月分　　2月分 （1.35月分）（0.95月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　５～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　５～20％ ・管理職加算　10～25％

（注）　（　）内は、再任用職員にかかる支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

管理職員については能力評価及び業績評価、一般職員については能力評価による人事評価を実施し、評価結果を勤勉手当に反映させています。

令和４年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和５年４月１日現在）

区　　分	茨木市		国	
	自己都合	勧奨・定年	自己都合	応募認定・定年
支給率				
勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（２～20%加算）		定年前早期退職特例措置（２～45%加算）	
１人当たり平均支給額（令和４年度実績）	自己都合	勧奨・定年		
	2,199千円	19,944千円		

(3) 地域手当（令和５年４月１日現在）

支給対象者	全職員
支給率	１０％
支給実績（令和４年度）	672,444千円
１人当たり平均支給月額（〃）	29,540円
参考　国の制度（支給率）	１０％

(4) 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和４年度決算）	38,570千円
職員１人当たり平均支給月額（令和４年度）	11,479円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和４年度）	14.8%
手当の種類（手当数）	5

手当の名称	支給対象業務・支給対象職員	支給実績（令和４年度決算）	左記職員に対する支給単価
行旅病人等の救護等業務手当	行旅病人又は行旅死亡人の救護等業務に従事する職員	0 円	行旅病人1件 500円 行旅死亡人1件 750円
衛生・廃棄物作業等従事手当	感染症予防法に基づき、防疫作業に従事する職員	0 円	１日 320円
	市営葬儀に従事する職員	1,002千円	１日 700円
	犬猫等の死体収集作業に従事する環境事業課の職員	305千円	１件 150円
消防・救急救命業務従事手当	水火災その他の災害、救急及び救助業務または災害の警戒業務に従事する消防吏員	20,501千円	１回 250円
	救急救命士の資格を有する消防吏員のうち、救急業務に従事する職員		１回 400円
現場作業責任業務従事手当	班長であって、現場作業等の責任者としての業務に従事する職員	1,319千円	１日 500円
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例	新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急で行われた措置に係る作業に従事した職員	15,444千円	１日 3,000円～4,000円

(5) 時間外勤務手当

	令和３年度決算	令和４年度決算
支給実績	826,051千円	848,040千円
職員1人当たり平均支給月額	39,428円	40,053円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和４年度決算）	職員１人当たり平均支給月額（令和４年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 (R2～ 部長級0円・次長級3,500円) 父母等 6,500円 (R2～ 部長級0円・次長級3,500円) 子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	－	168,509千円	7,402円
住居手当	借家・借間居住者 最高支給限度額 28,000円	同じ	－	136,259千円	5,986円
通勤手当	交通機関利用最高支給限度額 1月55,000円以内 自転車・自動車等利用 31,600円以内	同じ	－	109,755千円	4,821円
管理職手当	ライン職 スタッフ職 部長級 90,300円 87,300円 次長級 79,800円 76,800円 課長級 72,900円 69,900円	異なる	支給額 46,300円～ 146,400円	103,547千円	65,370円 (※)
休日給	祝日、年末年始の休日に勤務 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	－	(時間外手当に含みます)	
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時～午前5時の間に勤務 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	－	2,848千円	1,572円 (※)
宿日直手当	1回につき 4,900円	異なる	1回につき 4,400円	0円	0円 (※)
管理職員特別勤務手当	管理職員が災害・防災への対処の必要により週休日等に勤務した場合支給 週休日・休日 平日深夜 部長級 12,000円 6,000円 次課長級 10,000円 5,000円 課長代理・係長級 (H31～特定任期付のみ) 8,500円 4,300円 ※週休日・休日で6時間超は1.5倍	同じ	－	3,808千円	2,351円 (※)

（注） （※）は手当支給対象職員１人当たりの月額を記載しています。

５　特別職の報酬等の状況

（令和５年４月１日現在）

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th colspan="2">給　料　月　額　等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">給　料</td><td rowspan="2">市　長
副市長</td><td rowspan="2">983,000円
858,000円</td><td>（参考）類似団体における最高／最低額</td></tr>
<tr><td>1,120,000 円／670,600 円
911,000円／ 678,600円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">報　酬</td><td rowspan="2">議　長
副議長
議　員</td><td rowspan="2">758,000円
708,000円
664,000円</td><td>（参考）類似団体における最高／最低額</td></tr>
<tr><td>758,000 円／ 529,400 円
708,000 円／ 466,000 円
664,000 円／ 439,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">期末手当</td><td>市　長
副市長</td><td colspan="2">（令和４年度支給割合）
4.35月分</td></tr>
<tr><td>議　長
副議長
議　員</td><td colspan="2">（令和４年度支給割合）
4.35月分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">退職手当</td><td rowspan="2">市　長
副市長</td><td colspan="2">（算定方式）　（１期の手当額）　（支給時期）
983,000円×在職月数×36/100　16,986,240円　（任期毎）
858,000円×在職月数×25/100　10,296,000円　（任期毎）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

（注）　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

６　職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

（ア）正規職員

（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 令和４年	職員数 令和５年	対前年度増減	主な増減理由	
普通会計部門	一般行政部門	議会	10	10	0		
		総務･企画	248	248	0		
		税務	58	59	1	調整	
		民生	385	390	5	業務増	
		衛生	164	166	2	業務増	
		労働	4	4	0		
		農林水産	18	18	0		
		商工	13	14	1	調整	
		土木	200	205	5	業務増	
		小計	1,100	1,114	14		人口1万当たり職員数39.10人（類似団体人口1万当たり職員数46.23人）
	教育		274	277	3	業務増	
	消防		271	266	-5	欠員不補充	
	小計		1,645	1,657	-2		人口1万当たり職員数58.16人（類似団体人口1万当たり職員数64.30人）
公営企業等会計部門	水道		59	58	-1	調整	
	下水道		25	25	0		
	その他		51	51	0		
	小計		135	134	-1		
合計			1,780 ［1,986］	1,791 ［1,986］	11 ［0］		人口1万当たり職員数62.86人

（注）　職員数は、一般職に属する職員です。［　　］内は、条例定数の合計です。

（イ）フルタイム会計年度任用職員

（各年４月１日現在）

部門 ＼ 区分		職員数 令和４年	職員数 令和５年	対前年度増減	主な増減理由
一般行政部門	民生	91	99	8	調整
特別行政部門	教育	1	0	−1	調整
合　　計		92	99	7	

(2) 年齢別職員構成の状況（令和５年４月１日現在）

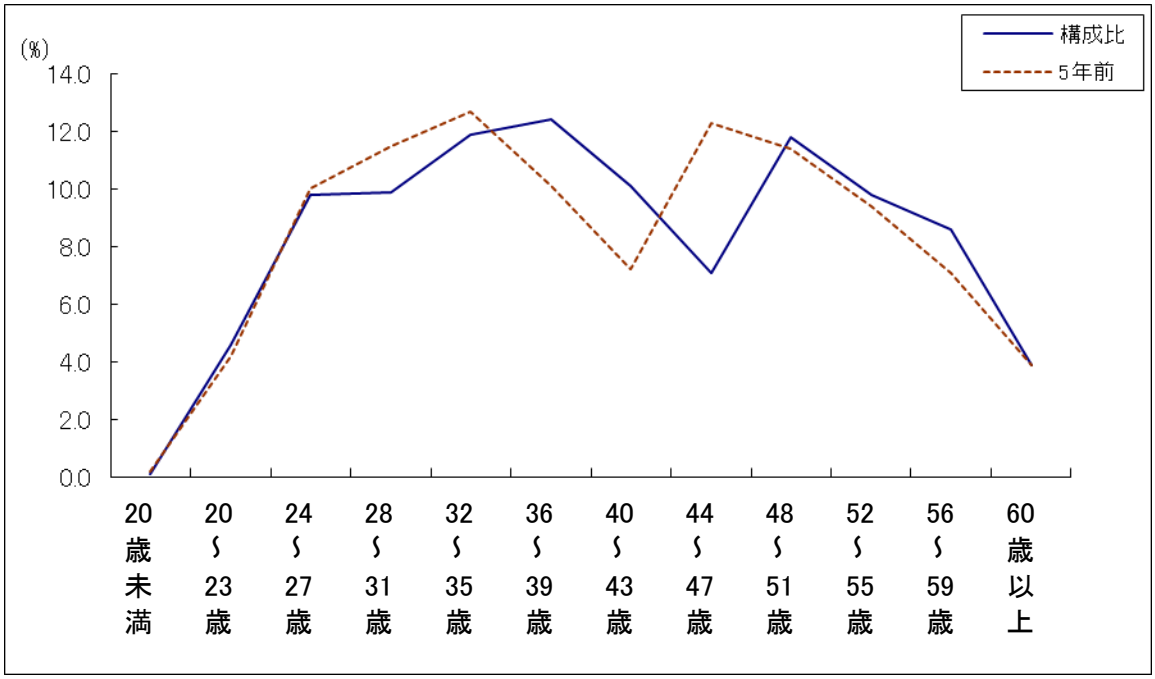

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
職員数（人）	2	83	176	178	213	222	180	127	211	175	154	70	1,791

(3) 職員数の推移

（ア）正規職員

（単位：人・％）

	30年	31年	令和2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	1,028	1,060	1,074	1,090	1,100	1,114	86(8.37%)
教育	269	265	267	262	274	277	8(2.97%)
消防	270	270	268	273	271	266	-4(-1.48%)
普通会計計	1,567	1,595	1,609	1,625	1,645	1,657	90(5.74%)
公営企業等会計計	148	148	144	140	135	134	-14(-9.46%)
総合計	1,715	1,743	1,753	1,765	1,780	1,791	76(4.43%)

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

（イ）フルタイム会計年度任用職員

部門＼年度	30年	31年	令和2	3年	4年	5年
一般行政部門	－	－	88	92	91	99
特別行政部門	－	－	0	0	1	0

（注）　令和２年度から制度開始。

(4) 職員の採用、退職の状況（令和４年度）

採用　65人　　退職　67人

(5) 職員数の推移（各年４月１日現在）

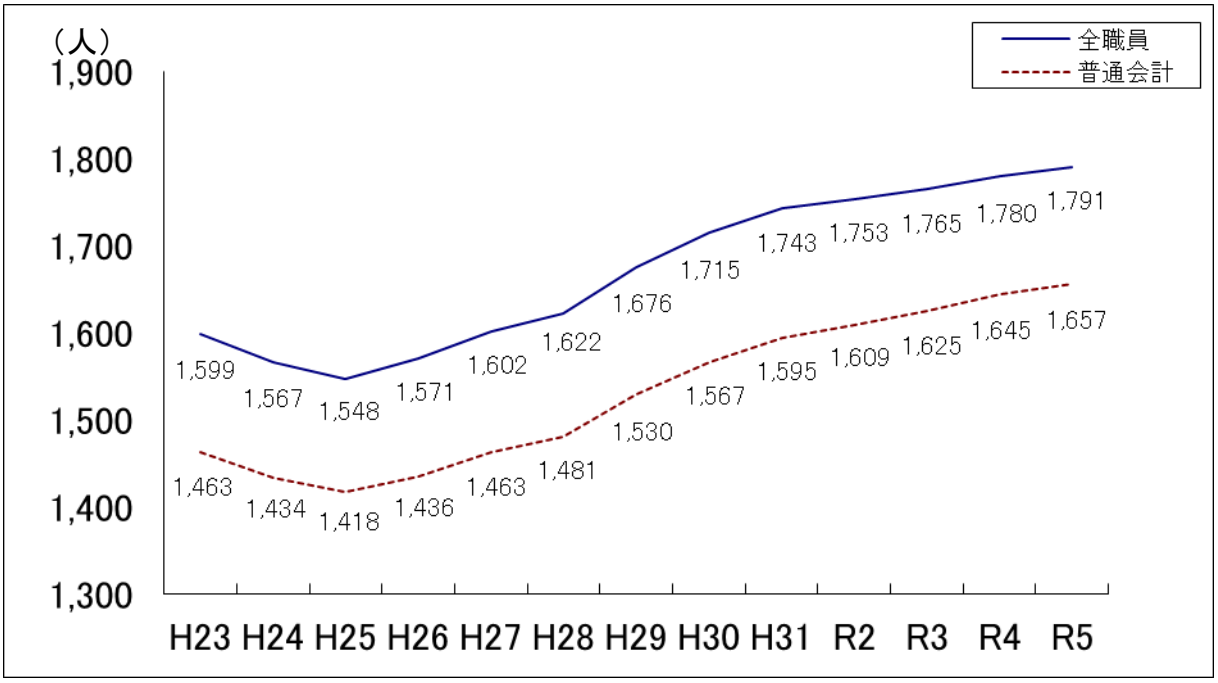

７　公営企業職員（水道事業）の状況

(1) 職員給与費の状況

①決算（令和４年度決算）

総費用 （A）	純損益又は 実質収支	職員給与費 （B）	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） ４年度の総費用 に占める職員給 与費比率
4,825,739千円	668,885千円	296,096千円	6.1%	6.9%

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費204,126千円を含みません。

②給与費の内訳（令和４年度決算）

職員数 （A）	給　与　費				一人当たり給与費 B／A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計　（B）	
62人	239,532千円	53,807千円	97,851千円	391,190千円	6,310千円

（注）　職員手当には退職手当は含みません。

(2) 職員の手当の状況

①職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和５年４月１日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨木市水道部	45.6歳	380,195円	558,642円

（注）　１　基本給とは、給料、扶養手当及び地域手当の合計です。

２　平均月収額には期末手当、勤勉手当等を含みます。

②期末手当・勤勉手当

茨木市水道部	茨木市
一人当たり平均支給額 （令和４年度）1,578千円	一人当たり平均支給額 （令和４年度）1,402千円
（令和４年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.40月分　　2.0月分 （1.35月分）（0.95月分）	（令和４年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.4月分　　2月分 （1.35月分）（0.95月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　５～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　５～20%

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

③退職手当（令和５年４月１日現在）

区　　分	茨木市水道部		茨木市	
	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
支給率				
勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（２～20%加算）		定年前早期退職特例措置（２～20%加算）	
１人当たり平均支給額（令和４年度実績）	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
	13,976千円	0千円	2,199千円	19,944千円

④地域手当（令和５年４月１日現在）

支給対象者	全職員
支給率	１０％
支給実績（令和４年度）	25,245千円
１人当たり平均支給月額（〃）	33,931円

⑤特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

職員全体に占める手当支給職員の割合(令和４年度)			22.6%
支給実績(令和４年度決算)			867千円
支給職員１人当たり平均支給月額(令和４年度決算)			5,158円
手当の種類（手当数）			2
手当の名称	支給対象業務・支給対象職員	支給実績（令和４年度決算）	左記職員に対する支給単価
非常呼出手当	勤務時間外に非常呼出しを受け、業務に従事する職員及び自宅等待機の命令を受け、待機する職員	539千円	1回　2,000円 午後10時から翌日の午前5時まで業務に従事したとき 1回　3,000円 自宅等待機 1回　1,000円
現場作業責任業務従事手当	班長であって、現場作業等の責任者としての業務に従事する職員	328千円	1日　500円

⑥時間外勤務手当

	令和３年度決算	令和４年度決算
支給実績	8,201千円	6,748千円
職員1人当たり平均支給月額	11,583円	10,610円

（注）　１　時間外勤務手当には、休日給を含みます。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑦その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当の名称	内容及び支給単価	一般行政職との異同	支給実績（令和４年度決算）	職員1人当たり平均支給月額（令和４年度決算）
扶養手当	配偶者　6,500円 （H31～ 部長・次長級　3,500円） 父母等　6,500円 （H31～ 部長・次長級　3,500円） 子　10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	6,599千円	10,575円
住居手当	借家・借間居住者 最高支給限度額　28,000円	同じ	3,556千円	5,698円
通勤手当	交通機関利用最高支給限度額 １月55,000円以内 自転車・自動車等利用 31,600円以内	同じ	4,433千円	6,056円
管理職手当	ライン職　スタッフ職 部長級　90,300円　87,300円 次長級　79,800円　76,800円 課長級　72,900円　69,900円	同じ	6,360千円	66,250円（※）
休日給	祝日、年末年始の休日に勤務 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	（時間外手当に含みます）	
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時～午前5時の間に勤務 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	0円	0円（※）
管理職員特別勤務手当（一般会計予算）	管理職員が災害・防災への対処の必要により週休日等に勤務した場合に支給 週休日・休日　平日深夜 部長級　12,000円　6,000円 次課長級　10,000円　5,000円 ※週休日・休日で6時間超は1.5倍	同じ	570千円	6,333円（※）

（注）　（※）は手当支給対象職員１人当たりの月額を記載しています。

８　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和５年４月１日現在）

(1) 勤務時間

基本型

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

8:45～17:15　休憩45分

その他窓口業務のある部署や施設等では、変則勤務があります。

(2) 年次有給休暇

１年度につき20日付与

現年度付与分に限り翌年度に繰越可

平均取得日数（令和４年度）　　12.7日

(3) 特別休暇の種類

区　　分	内容、条件等	上限日数
公民権行使休暇	選挙等公民権を行使する場合	必要と認められる期間
証人等出頭休暇	証人、参考人等として官公署に出頭する場合	必要と認められる期間
ドナー休暇	骨髄移植のための提供希望者として登録し、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外のものに提供するために必要な検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
ボランティア休暇	無報酬で自発的に行う一定の社会貢献活動	年５日
結婚休暇	本人の結婚式その他結婚に伴う行事	連続９日間
リフレッシュ休暇	勤続10年 〃 20年 〃 30年	２日 ３日 ５日
出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 体外受精及び顕微授精に係るものである場合	年５日 年10日
産前・産後休暇	職員が出産する場合　産前 〃　産後	７週間（多胎14週間） ８週間
育児時間休暇	生後１年に満たない子を育てる場合に行う授乳等	１日２回各30分
出産補助休暇	妻の出産に伴う入院の付添い等	２日
育児参加休暇	妻の産前・産後期間中に、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	５日
出産通院休暇	妊娠中または出産後の保健指導または健康診査 妊娠満23週まで 妊娠満24週から満35週まで 妊娠満36週から分娩まで 産後１年まで	 ４週間に１回 ２週間に１回 １週間に１回 １回
通勤緩和休暇	妊娠中の職員が通勤により母体に影響を及ぼすと認められる場合	１日１回１時間

生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合	１回につき２日以内
忌引休暇	(例)配偶者 父母、子 祖父母、曽祖父母、兄弟姉妹、孫 伯叔父母 おい、めい、いとこ 兄弟姉妹・伯叔父母の配偶者	続柄に応じて付与 10日 ［血族］　［姻族］ ７日　３日 ３日　１日 ２日　１日 １日　－ １日　－
夏期休暇	盆等の諸行事、健康増進、家庭生活充実のため	５日
子の看護休暇	小学６年生修了までの子の負傷、疾病時の看護 対象の子が２人以上	年５日 年10日
短期介護休暇	日常生活を営むのに支障がある要介護者の介護 要介護者が２人以上	年５日 年10日

9　職員の分限及び懲戒処分の状況（令和４年度）

区　分		人数
分限処分	免職	0人
	降任	0人
	降給	0人
	休職	51人

区　分		人数
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人
	減給	1人
	戒告	0人

10　職員の服務の状況（令和４年度）

営利企業等の従事（兼業）許可　　18件

11　職員の退職管理の状況（令和４年度）

在職時に課長級以上であった職員の再就職　１件（令和４年度退職者）

12　職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修について

平成27年（2015年）３月に策定いたしました人材育成基本方針に基づき、下記の職員像を目標にした能力向上・意識改革のための研修を実施しています。

【目指す職員像】

①常に市民の目線に立ち、市民から信頼される職員

②新たな課題への挑戦を恐れず、仕事と自分を変革できる自律した職員

③政策形成能力や経営感覚などを備え、目標を達成できる職員

令和４年度の研修実績

【階層別研修】

研　修　区　分		期　間
新規採用	新規採用職員研修	4月1日～7日
	法律講座「憲法」研修	10月7日～1月23日
	在職１年目職員冬期研修	1月13日・23日
	新規採用予定職員事前研修	3月6日・7日
１～３級	法律講座「地方自治制度・地方公務員制度」研修	10月7日～1月10日
	在職２年目職員研修	1月25日
	法律講座「民法」	6月7日～8月2日
	法律講座「行政法」	7月25日～10月4日
	市民対応力・論理的思考力向上研修	11月17日・21日
主査	新任主査職員研修	5月19日・10月31日
係長級	新任係長級職員研修	4月19日・20日
課長級	新任課長級職員研修	5月9日・13日
再任用	再任用職員研修	4月13日

【内容別研修】

研　修　区　分		期　間
選択参加型研修	クレーム対応力向上研修	7月15日
	すぐに使える伝わるデザイン研修	9月21日
	アサーティブコミュニケーション研修	10月21日
	効率的な業務の進め方研修	12月16日
人権	人権問題研修	12月23日～3月12日
公務員倫理	公務員倫理研修	12月16日～3月12日
ハラスメント	ハラスメント防止研修	12月16日～3月12日
環境	「エコオフィスプランいばらき」推進研修	6月27日～7月29日
健康管理	メンタルヘルス研修	6月2日
	管理職メンタルヘルス研修	1月12日
	腰痛等予防体操研修	2月15日
情報	デジタル人材育成のための基礎研修	10月4日～12月27日
	特定個人情報等の取扱いに関する研修	10月18日～3月10日
	情報セキュリティ研修	12月5日～2月3日
	地域経済分析システム「RESAS」活用研修	2月22日

交通安全	公用車のコメンタリー（安全確認呼称）運転研修	5月24日・25日・2月8日・10日
	交通安全研修	1月11日・17日・31日
コーチング実践研修		8月23日・24日 10月31日～11月2日
アライ育成研修		9月7日・11月16日
キャリアデザイン研修		9月26日・27日
人事評価者研修		10月28日
市民救命士養成研修		11月7日・28日・29日
政策法務・条例立案研修		12月9日・15日・23日
障害者差別解消法推進研修		1月13日～3月12日
昇任試験事前研修		1月16日・24日
男女共同参画推進本部研修会		1月17日～2月13日

【派遣研修】

専門研修機関等に派遣

派　遣　先	期　間
自治大学校	5月26日～8月10日
大阪大学工学部	10月1日～3月31日
国土交通大学校	6月27日～7月6日
	12月7日～9日
全国建設研修センター	7月27日～29日
	10月11日～14日
市町村職員中央研修所	3日～9日間
全国市町村国際文化研修所	3日～13日間
大阪府市町村振興協会（マッセＯＳＡＫＡ）	1日～2日間
大阪府市町村振興協会（マッセＯＳＡＫＡ） 主催研究会	6月6日～2月28日
部落開放・人権大学講座	7月1日～1月25日のうち24日
部落開放・人権夏期講座	8月29日～9月29日
北摂都市研修協議会共同研修（業務効率化研修）	10月5日
北摂都市研修協議会共同研修 （リスクマネジメント研修）	11月24日
北摂都市研修協議会共同研修（ナッジ理論研修）	2月7日
市町村技術職員研修会	1日間
安全衛生推進者養成講習会	7月20日・21日・8月23日・24日
衛生管理者資格養成講習会	6月8日～6月10日
未来展望セミナー	5月20日～2月17日

【職場研修支援】
職場の自主研修助成

(2) 勤務成績の評定の実施（令和４年度）

・人事評価制度（能力評価・業績評価）の実施
令和４年４月～令和５年３月

【評価結果の給与への反映】
評価結果は、能力評価点と業績評価点とにより算出された総合評価点に基づき、翌年度における昇給区分及び勤勉手当の成績率の割合に反映させます。

①昇給への反映
前年度の総合評価結果を活用し、当該年度の昇給に反映させます。

②勤勉手当の成績率への反映
前年度の総合評価結果を当該年度の勤勉手当（６月及び12月）の成績率に反映させます。成績率は、成績上位者と下位者の人員分布に応じて算出します。

・特別評定　　４～９月（新規採用職員対象）

13　職員の福祉及び利益の保護の状況（令和５年４月１日現在）

職員の福利厚生制度は、職員の生活安定と向上、健康保持・増進などを通じて公務能率の向上を図ることを目的とした制度です。実施団体と主な事業は次のとおりです。

(1) 福利厚生事業

①共済組合員（正規職員・再任用フルタイム勤務職員・任期付フルタイム勤務職員・臨時職員・フルタイム会計年度任用職員（一年以上勤務実績のある職員））

【大阪府市町村職員共済組合】

長期給付事業	厚生年金等に係る手続き
短期給付事業	組合員と被扶養者の病気、出産、死亡、休業等に係る手続き
福祉事業	貸付事業等に係る手続き、宿泊施設の運営等に係る手続き
保健事業	人間ドック、特定健康診査等の実施、健康・体力づくり、メンタルヘルスカウンセリング

②共済組合員以外（再任用短時間勤務職員・任期付短時間勤務職員・会計年度任用職員）

【全国健康保険協会　大阪支部】

厚生年金	老齢厚生年金等に係る手続き
健康保険	被保険者と被扶養者の病気、出産、死亡、休業等に係る手続き
雇用保険	失業給付等に係る手続き

③厚生制度

【茨木市職員厚生会】
選択型福利厚生サービス、各種レクリエーション事業
厚生行事助成、クラブ活動助成

(2) 健康管理事業

①一般健康診断

定期健康診断、雇用時健康診断、深夜業務従事者対象健康診断

②業務別特殊健康診断

特定化学物質健康診断、有機溶剤健康診断

③その他の健康診断等

Ｂ型肝炎抗原抗体検査・ワクチン接種、ＶＤＴ検診、腰痛・頚肩腕検診、
子宮がん・乳がん検診、大腸がん検診、がん検診

④メンタルヘルス対策

ストレスチェック、メンタルヘルス相談

14　公平委員会の業務の状況（令和４年度）

勤務条件に関する措置の要求	０件
不利益処分に関する審査請求	０件